

Q&A

(問) 保険支払いの対象となる主な負傷例は

(答) 作業中に足を滑らせて溝に落ちて足首を骨折した。

草刈り中、誤って鎌で自分の手を切った。

道路清掃中自動車にはねられた。

誤って、川に落ちて水死した。

作業中、雷に打たれて負傷した。

作業中、蛇にかまれた。

作業中、蜂にさされた。

草刈り中、誤って草刈り機で自分又は同団体に所属する者が負傷した。(団体に所属してない第三者へのケガ・物の破損は対象外。)

(問) 保険金は支払われない主な例

(答) 愛護団体等の管理下外でのケガ (美化作業外でのケガ)

被保険者または保険金受け取り人の故意によるケガ

地震、噴火または津波によるケガ

被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ

(問) 保険金請求には医師の治療が必要か

(答) 原則的には保険金請求には医師の治療と診断が必要です。

ただし、手術がなく、請求額が10万円以下の場合、診断書は必要ありません。

(問) 接骨院での治療は保険金請求の対象となるか

(答) 接骨院 (柔道整復師) での治療も保険請求の対象となります。

(問) 日射病で倒れた場合、保険の適用はあるか

(答) 日射病は傷害ではないので保険の適用はありません。

作業中に脳疾患や心臓病で倒れた場合も傷害事故とならないので適用外になります。

(問) ケガの程度に基準はあるのか

(答) 特にケガの程度に基準は設けていませんが、ケガの内容、医師の治療の方法、治療日数及び平常の業務または日常生活に支障があるか等により保険金支払いの認定を行っています。

なお、後遺障害の程度は医師の認定によります。

(問) 他に傷害保険に加入していても保険の適用はあるか

(答) 適用があります。

(問) 美化作業現場まで歩く間のケガ等は保険の適用はあるか

(答) 愛護団体の構成員が、愛護団体の管理下で行う美化作業に参加するために家を出た時から現地で解散するまでの間のケガが保険の対象となります。

(問) 海岸美化作業に伴うケガも保険の対象となるか

(答) 対象となります

(問) 公園の清掃にも保険の適用はあるのか

(答) 公園の清掃には適用されません。原則的には法定の河川・道路の美化作業中に限ります。

ただし、法定河川の上流の普通河川は適用するものとします。